

佐賀大学医学部副医学部長に関する規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学医学部規則（平成16年4月1日制定）第2条第2項の規定に基づき、佐賀大学医学部副医学部長（以下「副医学部長」という。）の職務、選考等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 副医学部長は、佐賀大学医学部（以下「医学部」という。）の管理運営を迅速かつ円滑に行うため、医学部長の職務を補佐する。

(副医学部長の人数及び職務分担)

第3条 副医学部長は2人とし、医学部長の命を受け次の各号に掲げる職務について分担する。

(1) 副医学部長（総務・研究担当）は、主として医学部の予算、広報、国際交流及び研究等に関する医学部長の職務を補佐する。

(2) 副医学部長（教育担当）は、主として医学部の教育に関する医学部長の職務を補佐する。

(選考)

第4条 副医学部長の選考は、医学部長の推薦に基づき、学長が行う。

2 医学部長は、前項に掲げる推薦を行うため、医学部の専任教授のうちから、副医学部長候補者を選出するものとする。

3 医学部長は、副医学部長候補者を推薦したときは、教授会に報告するものとする。

(任期)

第5条 副医学部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、医学部長の任期の終期を超えることはできないものとする。

2 副医学部長は、医学部長が辞任するとき又は欠員となったときは、その日を任期の終期とする。

3 副医学部長に欠員を生じた場合の後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、副医学部長に関し必要な事項は、教授会の議を経て、医学部長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程施行前に、佐賀大学医学部副医学部長に関する規程（平成15年10月1日制定）に基づき、平成16年4月1日に副医学部長に任命されるものとして選考された者は、この規程により選考されたものとする。